

平成22年(2010年)2月8日  
総務部財政課  
(課長)奥田 隆則  
(担当)伊藤 一紀・尾島 信久  
電話:026-235-7039(直通)  
026-232-0111(内線2063)  
FAX:026-235-7475  
E-mail:zaisei@pref.nagano.jp

## 平成22年度主な見直し事業に寄せられた ご意見・ご提言に対する見解及び対応

15 件

企 画 部  
衛 生 部

## 平成22年度主な見直し事業に対するご意見・ご提言

	ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
企画部	<p>地価調査事業について</p> <p>地価調査は、土地取引の指標を提供し、適正な地価の形成に寄与するもので、金融機関の担保価値把握、課税(相続税、固定資産税、不動産取得税)、公共事業における適正な損失補償算定にも活用されている。</p> <p>長野県の基準地数は平成10年の698地点から平成21年の424地点まで減少しており、地価調査制度の持つ意義・目的を損ねかねず公共の福祉を遡減させる恐れがあることから、これ以上削減しないよう要望する。</p> <p>(同趣旨 他に2件)</p>	<p>(土地対策室)</p> <p>今回の地価調査事業の見直しは、基準地の再配置を含め行うものであり、単独の市町村内だけでなく、近隣市町村の基準地の活用も視野に入れた全面的な配置見直しを行うものです。</p> <p>今後とも土地取引等における実質的な指標として活用いただけますよう、必要な数の基準地の確保及び適正配置に努めてまいります。</p>
	<p>地価調査事業について</p> <p>地価調査は有用な地価指標であり、金融機関の担保評価等において日常的に幅広く活用されており、取引の少ない農村部においては、その存在意義はより重要である。</p> <p>近年、農村部における地価調査地点の削減が進んでおり、担保評価算定が困難になってきているほか、不動産売買に関するアドバイスや適正価格での土地流通、貸し出し先への金融支援に悪影響を及ぼしかねないため、これ以上の削減をしないよう要望する。</p> <p>(同趣旨 他に3件)</p>	<p>(土地対策室)</p> <p>同上</p>
	<p>地価調査事業について</p> <p>地価調査は固定資産税評価額等課税業務において重要な地価指標とされており、公的土地評価の基礎となる重要な調査である。基準地の削減は市町村における課税業務にも大きく支障を来すことから、これ以上の削減をしないよう要望する。</p> <p>(同趣旨 他に2件)</p>	<p>(土地対策室)</p> <p>今回の地価調査事業の見直しは、基準地の再配置を含め行うものであり、市町村の課税業務に支障を及ぼさないよう必要な数の基準地の確保及び適正配置に努めてまいります。</p>
	<p>地価調査事業について</p> <p>家の新築、相続などで土地の価格を知る必要に迫られ、いくつかの不動産会社に問い合わせたが、ばらばらな価格であり、どれが正しいかわからなかった。</p> <p>A町は面積が広い割には県基準地と国の公示地が少なく、これが更に減ると困る人はたくさんいるのではないかと。</p>	<p>(土地対策室)</p> <p>今回の地価調査事業の見直しは、基準地の再配置を含め行うものであり、必要かつ適切な地価情報を提供するために必要な数の基準地の確保及び適正配置に努めてまいります。</p>
	<p>地価調査事業について</p> <p>各個人にとって、自宅等の不動産は一大財産である。景気の悪化、デフレが進行し日々生活水準が低下する状況下において、ローン等を抱える家族にとって不動産の価値を把握することは欠かせないことであるが、年々下がり続ける地価の推移や動向を知るのには簡単ではなく、指標がない地域が長野県には多すぎる。</p> <p>県民の財産である不動産の価値を示す指標を、県が県民に与えることは県の義務であり、固定資産税や不動産取得税のベースになる地価調査事業は安易に削減すべきではない。</p> <p>税金の徴収のベースの指標が多ければ県民の納得感につながる。</p> <p>予算を削ることで不動産価格の把握を難しくし、納税者の不平や不満を生み、その対応や処理にかえて負担を増やすことにつながる。</p>	<p>(土地対策室)</p> <p>今回の地価調査事業の見直しは、基準地の再配置を含め行うものであり、不動産の価値を示す指標を適切に提供し、納税の不公平感を生じさせないようにするため、必要な数の基準地の確保及び適正配置に努めてまいります。</p>

	ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
企画部	<p>地価調査事業について</p> <p>県内の金融機関において地価調査データを活用している。ここ数年地価調査地点の削減が続き苦慮していたが、更なる削減の可能性がみうけられる。地価調査は公共事業であり、社会インフラと考えられる。</p> <p>必要性から設定された地価調査地点は、利用者がいなくなってから、または代替案が示されてから削減すべきであり、予算がないから地点を減らすことはあまりにも乱暴である。</p> <p>地価調査は、現在の土地価格を知るといふ理由より、継続的な地価の推移を知るために利用する方が多いはずであり、これ以上地点の削減がされないよう要望する。</p>	<p>(土地対策室)</p> <p>今回の地価調査事業見直しは、基準地の再配置を含め行うものです。再配置後の基準地では、今後一定期間県内各地域の地価の推移を継続して知ることができるよう、配置について配慮もいたします。</p> <p>これまで多くの県民の皆様が地価の推移を知るために利用していることも考慮し、今後とも必要な数の基準地の確保及び適正配置に努めてまいります。</p>
	<p>NPO活動助成事業について</p> <p>昨今、NPO法人の社会的、経済的役割が高まり、その活動も広範囲に展開され、事業規模が拡大してきている。県内各地域においても、年々NPO法人の設立が増加し、住民の生活に密着した分野を中心に公共性が高いサービスを提供する担い手として重要な役割を果たしている。</p> <p>飯田市では、多様な主体による協働のまちづくりを推進し、ムトス飯田助成事業等によりNPO支援を実施しているが、県においても、NPOの活動が更に安定的、継続的に実施できるよう、支援を充実するよう要望する。</p>	<p>(NPO活動推進室)</p> <p>県の地域発元気づくり支援金の活用が進んでいることや、民間の助成制度が充実してきたことなどにより、平成21年度で「NPO活動助成事業」を廃止することとしましたが、新たにNPO法人の設立や運営に関する研修・相談会の実施やNPO法人に関する情報提供の充実などを図るほか、会計やマネジメント、助成金の活用等のセミナーを充実することにより、NPO活動を引き続き支援してまいります。</p>
衛生部	<p>遷延性意識障害者医療費給付事業について</p> <p>本制度を利用し在宅で介護しており、利用者の経済的負担が増える見直しについては反対である。</p>	<p>(健康づくり支援課)</p> <p>障害者医療に関する他の制度との公平性を確保する観点から、所得に応じた自己負担制度の導入と入院時の食事療養費等の見直しを行うこととしました。</p> <p>なお、現在の受給者の方につきましては、平成22年10月から25年9月までの間、経過措置を設けることとしております。</p>